

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 134 号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和 34 年岩手県規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定医の告示等) 第 2 条 [略] 2 指定医を指定しようとするときの同意は、同意書(様式第 1 号)によるものとする。 3 指定医の指定を受けた者は、指定医である旨の標示(様式第 2 号)を見易い場所に掲示しなければならない。 (診断書等) 第 3 条 省令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する診断書及び同項第 2 号に規定する意見書は、身体障害者診断書・意見書(様式第 3 号)によらなければならない。 (居住地の変更の届出等) 第 4 条 政令第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定による届出は、身体障害者居住地(氏名)変更届(様式第 4 号)により行わなければならない。 (身体障害者手帳の再交付申請等) 第 5 条 省令第 8 条第 1 項の規定による申請は、身体障害者手帳再交付申請書(様式第 5 号)により行わなければならない。 2 法第 16 条第 1 項並びに省令第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定による身体障害者手帳の返還は、身体障害者手帳返還届(様式第 6 号)により行わなければならない。 (手帳交付申請の却下の通知) 第 6 条 法第 15 条第 5 項の規定による通知は、身体障害者手帳交付申請却下決定通知書(様式第 7 号)によるものとする。 第 7 条及び第 8 条 削除 (指定身体障害者更生施設等の指定) 第 9 条 省令第 11 条の 5 に規定する申請書は、指定身体障害者更生施設等指定申請書(様式第 11 号)によらなければならない。 (変更の届出) 第 10 条 省令第 11 条の 6 の規定による届出は、指定身体障害者更生施設等変更届(様式第 12 号)により行わなければならない。	(指定医の告示等) 第 2 条 [略] 2 指定医を指定しようとするときの同意は、別に定める様式による同意書によるものとする。 3 指定医の指定を受けた者は、別に定める様式による指定医である旨の標示を見易い場所に掲示しなければならない。 (診断書等) 第 3 条 省令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する診断書及び同項第 2 号に規定する意見書は、別に定める様式による身体障害者診断書・意見書によらなければならない。 (居住地の変更の届出等) 第 4 条 政令第 9 条第 2 項又は第 4 項の規定による届出は、別に定める様式による身体障害者居住地(氏名)変更届により行わなければならない。 (身体障害者手帳の再交付申請等) 第 5 条 省令第 8 条第 1 項の規定による申請は、別に定める様式による身体障害者手帳再交付申請書により行わなければならない。 2 法第 16 条第 1 項並びに省令第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定による身体障害者手帳の返還は、別に定める様式による身体障害者手帳返還届により行わなければならない。 (手帳交付申請の却下の通知) 第 6 条 法第 15 条第 5 項の規定による通知は、別に定める様式による身体障害者手帳交付申請却下決定通知書によるものとする。

(指定の辞退)

第 11 条 法第 17 条の 29 の規定に基づく指定の辞退は、指定身体障害者更生施設等指定辞退届（様式第 13 号）により行わなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 1 号から様式第 13 号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。